

事業所名称(事業所番号): 東近江市蒲生医療センター(2510501303)

提供サービス名: 通所リハビリテーション

TEL 0748-55-1175

評価年月日: 令和3年 2月19日

## 評価結果整理表(通所系サービス)

### ○共通評価項目

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

着眼点でのチェック数

①	a 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	4 項目/6項目
---	---------------------------	----------

##### 総合評価・判断した理由等

毎年度の事業所計画の中で、理念・基本方針が文書に明記されている。また、理念や基本方針はリハビリテーション科の会議において、職員への周知が図られている。

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

①	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	3 項目/4項目
②	b 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	2 項目/4項目

##### 総合評価・判断した理由等

経営改善の為に、毎年度の事業計画において数値目標を設定して、利用者さんの受け入れに対して、介護支援専門員への営業、連絡やパンフレットを活用している。

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

①	c 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	0 項目/4項目
②	a 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	4 項目/4項目

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	4 項目/5項目
②	c 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	0 項目/4項目

##### 総合評価・判断した理由等

中・長期的な計画が策定されていない。単年度の事業計画は数値目標や具体的な成果等を設定することにより、実施状況の評価を行なう事ができる。

##### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

①	<b>C</b>	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	1 項目/4項目
②	<b>C</b>	評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	1 項目/5項目
<b>総合評価・判断した理由等</b>			
PDCAサイクルを意識して行ない福祉サービスの向上につながるようにしている。ただし、質の向上に向けた取り組みが組織的・計画的に行われていない。			

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。

①	<b>b</b>	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	2 項目/4項目
②	<b>C</b>	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	1 項目/4項目

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

①	<b>b</b>	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	2 項目/5項目
②	<b>C</b>	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	1 項目/4項目

### 総合評価・判断した理由等

管理者は、事業所の運営・管理に関する方針と取り組みを明確にしている。ただし、職員に対して遵守すべき法令を周知し、遵守する為の具体的な取り組みを行なっていない。

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

①	<b>C</b>	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	0 項目/4項目
②	<b>C</b>	総合的な人事管理が行われている。	2 項目/6項目

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	<b>a</b>	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	5 項目/8項目
---	----------	-----------------------------------	----------

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	<b>b</b>	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	2 項目/5項目
②	<b>C</b>	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	1 項目/5項目
③	<b>b</b>	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	2 項目/5項目

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	<b>C</b>	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	0 項目/5項目
---	----------	-------------------------------------------------	----------

### 総合評価・判断した理由等

職員の就業状況や意向を把握して、働きやすい環境づくりを行なっている。また、職員一人ひとりの教育・研修の場が確保されているが新型コロナの影響で研修の参加が少ない。

### 3 運営の透明性の確保

(1)運営の透明性を確保するための取組が行われている。

①	<b>C</b>	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	1 項目/5項目
②	<b>C</b>	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	0 項目/6項目

#### 総合評価・判断した理由等

事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画は明記されているが、予算や決算情報については明記されていない。

### 4 地域との交流、地域貢献

(1)地域との関係が適切に確保されている。

①	<b>C</b>	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	0 項目/5項目
②	<b>C</b>	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	0 項目/5項目

(2)関係機関との連携が確保されている。

①	<b>C</b>	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	0 項目/5項目
---	----------	----------------------------------------------	----------

(3)地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	<b>C</b>	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	0 項目/5項目
②	<b>C</b>	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	0 項目/6項目

#### 総合評価・判断した理由等

利用者と地域との交流を広げる為の取り組みを行なっていない。ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にしていない為、マニュアルを整備していない。

### III 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1)利用者を尊重する姿勢が明示されている。

①	<b>b</b>	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	2 項目/5項目
②	<b>b</b>	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	4 項目/7項目

(2)福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

①	<b>c</b>	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	2 項目/5項目
②	<b>a</b>	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	4 項目/5項目
③	<b>a</b>	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	3 項目/4項目

(3)利用者満足の向上に努めている。		
①	<b>c</b> 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	0項目/5項目
(4)利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	<b>c</b> 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	1項目/7項目
②	<b>c</b> 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	0項目/3項目
③	<b>c</b> 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	2項目/6項目
(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
①	<b>c</b> 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	2項目/6項目
②	<b>a</b> 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	5項目/6項目
③	<b>b</b> 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	2項目/5項目
<b>総合評価・判断した理由等</b>		
利用者満足に関する調査が定期的に行われていない。安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントがやや構築されていない。		
<b>2 福祉サービスの質の確保</b>		
(1)提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
①	<b>b</b> 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	2項目/4項目
②	<b>c</b> 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	0項目/4項目
(2)適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
①	<b>a</b> アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	5項目/7項目
②	<b>a</b> 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	3項目/4項目
(3)福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
①	<b>a</b> 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	5項目/6項目
②	<b>b</b> 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	3項目/6項目
<b>総合評価・判断した理由等</b>		
定期的にアセスメントに基づく個別的な福祉サービス実施計画書を実施している。福祉サービスの記録が適切に行なわれている。		

## ○内容評価項目

### A-1 生活支援の基本と権利擁護

#### (1)生活支援の基本

①	<b>a</b>	利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。	4 項目/6項目
②	<b>b</b>	利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。	3 項目/7項目

#### (2)権利擁護

①	<b>c</b>	利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	0 項目/6項目
---	----------	-----------------------------	----------

#### 総合評価・判断した理由等

利用者の権利侵害の防止等に関する取り組みが徹底されている。

### A-2 環境の整備

#### (1)利用者の快適性への配慮

①	<b>b</b>	福祉施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。	2 項目/4項目
---	----------	---------------------------------	----------

#### 総合評価・判断した理由等

事業所の環境は清潔で適温の環境である。

### A-3 生活支援

#### (1)利用者の状況に応じた支援

①	<b>c</b>	入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	0 項目/10項目
②	<b>c</b>	排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	2 項目/10項目
③	<b>b</b>	移動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	5 項目/9項目

#### (2)食生活

①	<b>c</b>	食事をおいしく食べられるよう工夫している。	0 項目/3項目
②	<b>c</b>	食事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	0 項目/8項目
③	<b>c</b>	利用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	0 項目/7項目

#### (3)褥瘡発生予防・ケア

①	<b>c</b>	褥瘡の発生予防・ケアを行っている。	0 項目/6項目
---	----------	-------------------	----------

#### (4)介護職員等による喀痰吸引・経管栄養

①	<b>c</b>	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。	0 項目/5項目
---	----------	-------------------------------------------	----------

#### (5)機能訓練、介護予防

①	<b>b</b>	利用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	2 項目/5項目
(6)認知症ケア			
①	<b>c</b>	認知症の状態に配慮したケアを行っている。	2 項目/10項目
(7)急変時の対応			
①	<b>b</b>	利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	4 項目/8項目
<b>総合評価・判断した理由等</b>			
当短時間通所リハビリテーション事業所では入浴・食事支援は行なっていません。しかし、利用者の心身状況に合わせ機能訓練や介護予防訓練を行なっている。			
<b>A-4 家族等との連携</b>			
(1)家族等との連携			
①	<b>c</b>	利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	2 項目/7項目
<b>総合評価・判断した理由等</b>			
家族との相談を定期的に行なっていない。また、その内容を記載していない。しかし、変化があった時には利用者の状況を福祉サービス実施計画書や電話連絡にて報告している。			

利用者の要介護状態の改善のためのサービス評価基準(滋賀県独自項目)			
(1)	<b>a</b>	運動器の機能向上に資する取組を計画的・組織的に行っている。	6 項目/7項目
(2)	<b>c</b>	日常的な介護サービスにおいて要介護状態の改善に資する取組を行っている。	0 項目/4項目
<b>総合評価・判断した理由等</b>			
利用者ごとのリハビリ実施計画書(各々のリハビリ内容、生活目標設定、課題分析、モニタリング、生活目標達成効果)を利用者さんの状況に合わせて積極的に取り組んでいる。			